

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に求める意見書

【議案提出担当課：議会事務局】

パレスチナ自治区・ガザ地区（以下「ガザ地区」という。）を実効支配するイスラム組織ハマスによるイスラエル攻撃と人質連行に対し、イスラエルはガザ地区に対する大規模攻撃による侵攻を行い、ガザ地区の人道状況は、ユニセフ広報官が子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっていると発言するなど、深刻な危機に直面しています。

報道によると、すでに 33,000 人以上が犠牲になり、このうち 14,000 人が子どもという異常な状況です。

今年 1 月 26 日、国際司法裁判所（ICJ）はガザ地区においてジェノサイドが進行している可能性を認識し、パレスチナ人に対してジェノサイド条約によって保護されるべき権利があると指摘しました。しかし、その後も犠牲者の数は増える一方で、難民のさらなる迫害が発生しています。2 月初旬に期待された停戦も合意されず、出国が認められなかったり、人道支援ルートもほぼ閉鎖されている上に、食料支援トラックが爆破されたり、支援を待つ人の群れへの攻撃も行われるなどして、人口の 7 割以上が壊滅的なレベルの飢餓に苦しんでいます。この 4 月 5 日には人道支援活動を行っていた慈善団体「ワールドセントラルキッチン（WCK）」の職員 7 人がイスラエル軍による空爆で殺害されました。

双方の自衛権の尊重や人質の早期解放、長期的な政治的な解決はもちろんですが、今すぐ一般市民の犠牲を止めるべく、停戦の呼びかけ、負傷者や難民の救済は、道徳的義務として必然なことだと考えます。

斑鳩町議会は、このようなガザ住民の深刻な人道状況を深く憂慮し、日本政府に対し、これまで中東地域で信頼を得てきた日本が、その中心となって人道目的の即時停戦決議を履行するため積極的な役割を果たすとともに、引き続き、迅速な人道支援を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 20 日

奈良県斑鳩町議会